



2015年12月2日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社  
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 西 室 泰 三  
(コード番号：6178 東証第一部)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 門 経 営 企 画 部  
(TEL. 03-3504-9843)

### 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、会社法第 459 条第 1 項第 1 号の規定による当社定款第 39 条第 1 項の定めに基づく同法第 156 条第 1 項の規定により 2015 年 10 月 19 日開催の取締役会において決議いたしました自己株式（普通株式）の取得に関し、その具体的な取得方法及び内容について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 取得の方法

本日（2015 年 12 月 2 日）の終値 1,907 円で、2015 年 12 月 3 日午前 8 時 45 分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行います。（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）

当該買付注文は、当該取引時間限りの注文といたします。

##### 2. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 383,306,000 株
- (3) 取得結果の公表 2015 年 12 月 3 日午前 8 時 45 分の取引時間終了後に取得結果を公表します。

(注 1) 当該株式数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われな  
い可能性もあります。

(注 2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(注 3) 本自己株式の取得に関して、財務省が 2015 年 9 月 10 日に公表した内容によれば、当社の支配  
株主である財務大臣は、当社が 2015 年 11 月 5 日から 2016 年 3 月 31 日までの間に、東京証券  
取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の方法により、自己株式取得にかかる買付けの  
委託を行った場合には、当社が行う自己株式の買付数量と同数の売り注文を行うとのことです。

##### 3. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得においては、上記 2（注 3）のとおり、当社の支配株主である財務大臣がその保有株

式を売却する予定であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

当社が 2015 年 11 月 4 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「今後、支配株主との取引を行う場合には、取引の必然性を慎重に検討のうえ一般の取引条件と同様の適切な条件とすることとし、少数株主の利益を害することのないよう、適切に対応してまいります。」としております。本自己株式取得については、同指針の趣旨に則り、2015 年 10 月 19 日の取締役会において、支配株主との間に利害関係を有しない取締役 16 名（うち社外取締役 8 名）により、本自己株式の取得が、当社の資本効率の向上、政府が保有する当社株式の売却による復興財源確保への貢献及び郵政民営化の推進に資するために実施されるものであることを確認するとともに、今後の資本政策の可能性を考慮し、十分な審議を行った上で、出席取締役の全員一致により、本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。

当社株式の売出しにあたって、本自己株式取得の方針を株式売出届出目論見書に記載しているものであり、また、取引条件の公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む。）での本自己株式取得を行う予定です。

加えて、当社は独立役員である社外取締役笠間治雄氏、野間光輪子氏、八木柁氏及び清水徹氏から、本自己株式取得は、①資本効率の向上、政府が保有する当社株式の売却による復興財源確保への貢献及び郵政民営化の推進を目的として実施されるものであり、少数株主に対して不利益を与える目的・意図があつて実施されるものではないこと、②本自己株式取得の取締役会における決議が、支配株主との間に利害関係を有しない取締役により、上記の通り行われていること、③当社株式の売出しにあたって、本自己株式取得の方針を株式売出届出目論見書に記載しており、また、ToSTNeT-3 による取引であるため、取引条件の公正性が担保されていることなどから、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を 2015 年 11 月 25 日に取得しております。

以上より、本自己株式取得にかかる対応は、当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと判断しております。

（ご参考）

1. 自己株式取得に関する決議内容（2015 年 10 月 19 日公表分）

- （1） 取得する株式の種類 普通株式
- （2） 取得する株式の総数 2,250,000,000 株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 50.0%）
- （3） 株式の取得価額の総額 730,964,638,025 円（上限）
- （4） 取得期間 2015 年 11 月 5 日～2016 年 3 月 31 日

2. 2015 年 12 月 2 日現在における進捗状況

- （1） 取得した株式の総数 0 株
- （2） 取得価額の総額 0 円

以 上